

支 部 長 殿

(一社)長野県宅地建物取引業協会
会 長 朝 倉 平 和



「宅地建物取引業法の一部を改正する法律」関連法令等について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会会務運営に際し格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、「宅地建物取引主任者」の名称を「宅地建物取引士」に変更する等を内容とする「宅地建物取引業の一部を改正する法律」関連法令等が公表されました。

また、併せて、国土交通省より同改正法の施行に伴う宅建主任者証の切替交付に係る指導分が本会宛にありました。

つきましては、貴支部会員にご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 国土交通省「宅地建物取引業の一部を改正する法律の施行に伴う宅建主任者証の切替交付について」文書
2. 宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行等について
 - (1)宅地建物取引業法等の改正
 - (2)宅地建物取引業法施行規則等の改正
 - (3)標準媒介契約約款の改正
 - (4)宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の改正

※協会ホームページの新着情報にも掲載しておりますのでご覧ください。